

行政不服審査制度検討会ヒアリング資料

厚生労働省
平成19年4月

厚生労働省における不服申立ての現状

- ◎ 厚生労働省（地方支分部局、社会保険審査会等を含む。）に対して行われた行政不服審査法に基づく不服申立て件数は、平成17年度において約8,000件。

厚生労働省に対して行われる不服申立ての主な類型

○ 厚生労働大臣において裁決を行うもの

例：じん肺法（47件）

○ 都道府県労働局長において裁決を行うもの

例：賃金の支払の確保等に関する法律（164件）

○ 第三者機関において裁決を行うもの

例：社会保険審査官に審査請求（3,975件）、社会保険審査会に再審査請求（768件）
労働保険審査官に審査請求（1,694件）、労働保険審査会に再審査請求（472件）

○ 法定受託事務に係るもの

例：生活保護法

厚生労働大臣に再審査請求（210件）（参考：都道府県知事に審査請求（790件））

中間取りまとめに対する厚生労働省の意見

審理の一段階化について

- 大量に行われる処分について適正に審理すべき要請に応えるため、個別法により専門的知識を有する特別の審査機関を設けている社会保険審査制度及び労働保険審査制度については、現行どおり二段階審理を存続させることが適当と考える。

一 社会保険審査制度・労働保険審査制度（別紙1及び2参照）は、

- ① 大量に行われる処分について、二層の審査機関において専門的・技術的な審査を行い、適切な解決を図ることにより、国民の権利救済に万全を期することが可能である。

社会保険審査官・労働保険審査官（審査請求）：簡易迅速性を重視し、請求人にとってもアクセスが容易な仕組み

社会保険審査会・労働保険審査会（再審査請求）：対象処分に係る行政の最終判断を行うため、手厚い手続的保障の下で慎重な審査を行い、併せて行政判断の統一を図る仕組み

- ② 費用負担なく二段階の審査により処分の当不当を争うことができる（傷病や扶養者の死亡により資力が乏しい請求人にとっては、取消訴訟の提起は困難である。）。

なお、社会保険・労働保険における審査請求の場合、単なる計算の間違い等の確認ではなく、一定の判断を必要とする事実認定の問題となることが多数であることから、処分担当者が見直すという制度では有効に機能しないと考える。

○ 法定受託事務に関する不服申立てについては、今後の検討と考えられるが、これについて審理の一段階化を行う場合、新しい審査請求の審査庁については、個別制度ごとに国と地方の役割分担等を踏まえた検討を行うことが適当と考える。

一 例えば、生活保護制度においては、以下の理由から市町村長の処分に対しては、現行法どおり、都道府県知事を審査庁とすることが適当と考える。

- ① 都道府県知事は、市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務についての事務監査を行っており、市町村に対して指導・監督する役割を担っていること。
- ② 地方自治法において、法定受託事務に係る市町村長その他の市町村の執行機関の処分又は不作為に関する審査請求は、住民の権利利益の救済の観点から、住民の利便性を考慮し、住民により身近な行政庁である都道府県知事を審査庁としていること。
- ③ 仮に国（厚生労働大臣）を審査庁とした場合には、現在、47都道府県が審理している案件すべてを国（厚生労働大臣）が審理することとなり、その件数が膨大（平成16年度1,029件、平成17年度790件）であることから、審理体制を相当程度強化しない限り、審理が追いつかなくなり、審理の迅速化という制度改正の趣旨に合わなくなると考えられること。

対審構造（審理の主宰者）について

- 審理担当官について、「処分に関する決裁ラインから相対的に独立した職員」とあり、審理において裁決案の作成まで求められていることから、厚生労働省が所管する各制度に精通し、適切な裁決案を作成する能力を有する人員を確保し、専任の体制を整備することが不可欠であると考ええる。
- しかしながら、当省の不服申立ての件数、人件費削減が求められていること等にかんがみれば、業務量に見合うだけの各制度に精通した人員を確保し、専任の体制を整備することは困難と考える。
- 審理担当官が審査庁に提出した裁決案の適否の判断については、本省の担当部署が関与せざるを得ないと考えられるが、この場合、決裁ラインから独立した審理担当官を設置する意義が乏しくなるのではないか。このため、審理担当官は、審理スケジュールを管理する位置付けとすることも考えられるのではないか。

- 審理担当官として想定されている大臣官房総務課職員は処分庁・審査庁たる大臣の補助機関であり、大臣の指揮・監督から独立して審理権限を行使することはできないのではないか。

- 審理担当官について、原処分に関わる法律所管部局と相対的に独立している者とされているが、法定受託事務の場合、国は地方公共団体の上級行政庁ではないことから、審理担当官を本省の各法律所管部局に置くことも可能であると考ええる。

- 客観性の確保や専門的見地からの判断の必要性の観点から、裁決・決定に当たり第三者機関への諮問を行っている場合（行政不服審査法第47条第3項に基づくものを含む。）及び裁決・決定を第三者機関が行っている場合については、審理担当官による審理は必要ないものとする。

一 例：戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護審査会（別紙3参照）

一 行政不服審査法第47条第3項

処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

争点及び証拠整理手続について

○ 争点及び証拠整理手続の実施や審理計画の策定等の手続については、審理担当官が案件ごとにその必要性を判断する仕組みとすることが適当である
と考える。

- 不服申立ての趣旨が明確である場合や、明らかに不服申立て適格がない者からの申立ての場合についてもすべて争点及び証拠整理手続の実施や審理計画の策定等を行うことは、かえって審理の迅速化に反することとなるのではないか。
- 個別法が定める手続により、審理終結予定時期を当事者に事前に通知し、主張書面その他の物件も一定の方法により整理しているなど、確立された事務処理の方法がある場合に、これに加えて審理計画の策定を行うこととすれば、かえって審査の迅速化に反することとなるのではないか。

第三者機関について

- より客観的かつ公正な判断を行うために第三者機関を設置する趣旨にかんがみれば、各府省ごとではなく全府省を横断して審理する統一的な組織を設置することが適当と考える。
- 現行制度上、客観性の確保や専門的見地からの判断の必要性の観点から、裁決・決定に当たり第三者機関への諮問を行っている場合（行政不服審査法第47条第3項に基づくものを含む。）については、新しい第三者機関への諮問は必要ないものとする。

一 審査庁が新設される第三者機関に諮問しなければならない案件として、行政手続法上の聴聞手続相当処分が挙げられているが、当省における聴聞手続相当処分の処分件数は、55件（平成16年度）であり、聴聞手続相当処分に係る不服申立て件数は4件（平成18年度）に過ぎないことから、各府省ごとに第三者機関を設ける意義は乏しいものと考えられる。

社会保険審査制度について

- 社会保険（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に関する処分に対する不服申立てについて迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るため、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）に基づき、社会保険審査官（審査請求）及び社会保険審査会（再審査請求）による 2 段階の不服審査制度が設けられている。

- 審査体制
 - ・ 社会保険審査官は、地方社会保険事務局に置かれる独任制の不服審査機関であり、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が任命。ただし、個々の事件の処理については、大臣、地方社会保険事務局長等からの独立性を有し、その指示拘束を受けない。
 - ・ 社会保険審査会は、法律又は社会保険に関する学識経験者から両議院の同意を得て厚生労働大臣が委員を任命（定員 6 名）し、審理は原則として委員 3 名による合議制を採用している。なお、社会保険の審理においては、障害年金の裁定に対する再審査請求など、医学的知見を踏まえた判断が必要となる事件が多いため、合議体のうち 1 名は医師の委員を充てている。

- 不服審査の流れ
 - ・ 社会保険審査会に対する再審査請求については、社会保険審査官の決定後又は審査請求後 60 日を経過した場合に申立てできる。
 - ・ 司法手続（取消訴訟）については、社会保険審査会の裁決後又は再審査請求後 3 か月を経過した場合に提起できる。

- 手続保障

社会保険審査会においては、積極的な職権調査による権利救済、請求人等に審理調書閲覧権を保障するなどの審査資料等の開示、代理人についての資格制限を設けないなどの請求人側の手続的負担の軽減など、手厚い手続保障を採用している。

労働保険審査制度について

- 労災保険及び雇用保険の給付処分に関しては、労働保険審査官（審査請求）及び労働保険審査会（再審査請求）による2段階の不服審査制度が設けられている。（根拠法：労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号））

- 審査体制
 - ・ 労働保険審査官は、独任制の不服審査機関であり、厚生労働省の職員が任命される。ただし、個々の事件の処理については、大臣、都道府県労働局長等からの独立性を有し、その指示拘束を受けない。
 - ・ 労働保険審査会は、法律又は労働保険に関する学識経験者から両議院の同意を得て厚生労働大臣が委員を任命（定員9名）し、審理は原則として委員3名による合議制を採用している。また、労災保険の審理においては、医学的知見を踏まえた判断が必要となることから、合議体のうち少なくとも1名は医師の委員を充てることとしている。

- 不服審査の流れ
 - ・ 労働保険審査会に対する再審査請求については、労働保険審査官の決定後又は審査請求後3か月を経過した場合に申立てできる。
 - ・ 司法手続（取消訴訟）については、労働保険審査会の裁決後又は再審査請求後3か月を経過した場合に提起できる。

- 手続保障

労働保険審査会においては、積極的な職権調査による権利救済、請求人等に審理調書閲覧権を保障するなどの審査資料等の開示、代理人についての資格制限を設けないなどの請求人側の手続的負担の軽減など、手厚い手続保障を採用している。

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護審査会について

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）は、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属等が戦争公務により障害の状態となり、又は死亡した場合に、障害年金、遺族年金等の支給を行うものである。

- 援護審査会は、援護法等の定めるところによる議決案件及び不服申立事案を審議することを目的として医師、弁護士等の専門家を構成員として設置され、具体的には、
 - ① 障害年金の支給に関し、事後に障害の状態となった場合の公務上の傷病による障害の認定、
 - ② 障害年金、遺族年金等の処分に係る厚生労働大臣に対する異議申立ての審議、等を行っている。

- 援護審査会による不服申立事案の審議については、厚生労働大臣が行った障害年金、遺族年金等の個別処分に関し、客観的かつ専門的な見地から、
 - ① 援護法上の軍人軍属及び準軍属の身分についての専門知識に基づき、異議申立人又は死亡者が国と雇用関係又は雇用類似の関係（準軍属）にあったかどうか、
 - ② 医学的専門知識に基づき、その傷病、障害又は死亡と戦争公務との間に因果関係が認められるかどうか（公務傷病、勤務関連傷病）等について厚生労働大臣の諮問に応じて判断を行っている。